

令和元年 5 月 24 日
警 察 庁

児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議（第六回）

議事概要

日 時：令和元年 5 月 24 日（金）午後 4 時から午後 4 時 30 分までの間

場 所：中央合同庁舎第 2 号館 地下 1 階 第 8 会議室

出席者：

議 長 国家公安委員会委員長 山本順三
内閣官房内閣審議官 開出英之
内閣府大臣官房少子化・青少年対策審議官 福田正信
内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当） 渡邊清
警察庁生活安全局調査官（性的搾取対策官） 天野賀仁
総務省総合通信基盤局長 谷脇康彦
法務省官房審議官 保坂和人
法務省人権擁護局長 菊池浩
外務省総合外交政策局審議官 大鷹正人
文部科学省総合教育政策局長 清水明
厚生労働省子ども家庭局審議官 藤原朋子
経済産業省商務情報政策局審議官 成田達治

概 要：

○ 議長開会挨拶

児童買春や児童ポルノ等子供の性被害は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害するものである。こうした子供の性被害を撲滅するため、平成 29 年 4 月に内閣総理大臣が主宰する犯罪対策閣僚会議において「子供の性被害防止プラン」を策定した。これまでも、この計画に基づき、児童買春等を許さない国民意識の向上、被害児童の保護や支援等の取組を進めるとともに、我が国の取組について国際社会にも発信してきた。

しかしながら、子供の性被害をめぐる現状は、いまだ深刻な状況にある。平成 30 年中の統計では、児童買春等の被害児童数は、若干減少したに過ぎず、また、児童ポルノの被害児童数も、平成 29 年に減少に転じたものの、平成 30 年は、前年比で増加している。

未来を担う子供たちが安心して健やかに成長できる環境を整えることは、私たち大人の責任である。

本日は、「子供の性被害防止プラン」に基づき、各省庁における平成30年度中の取組状況を取りまとめることとしている。各省庁にあっては、児童買春等子供の性被害の撲滅を目指し、自治体やNPOをはじめとする関係機関・団体や民間事業者等との緊密な連携を図り、関係府省庁が一体となった取組を更に推進するようお願いする。

○ 子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）の平成30年度取組状況について

- ・ 本取組状況については、各府省庁の取組状況を取りまとめたもので、児童の性的搾取等に係る対策に関するワーキンググループにおいて、了承を得た後、4月25日に、関係省庁及び教育機関・自治体・N G O・事業者団体等が参加する子供の性被害撲滅対策推進協議会において、質疑や意見交換を実施し、

インターネット環境整備法に基づく、携帯電話販売店における青少年であることの確認やフィルタリングの設置義務の履行状況の調査

学校におけるインターネットモラル教育の実施状況の調査

等の質疑がなされたが、平成30年度中の取組状況については、着実に進捗している旨の意見が出され、概ね、好評を得ている。

○ 各府省庁からの発言

- ・ 警察庁生活安全局調査官（性的搾取対策官）

子供の性被害の状況は、平成30年中の統計で、児童買春等事件の被害児童数は、若干減少した。しかしながら、児童ポルノ事件の被害児童数は、平成29年に減少に転じたものの、平成30年は、前年比で増加している。特に、SNSの利用に起因する被害については、被害児童数が前年比で横ばいであり、その5割強を高校生が占め、被害児童数も増加している。学校における指導状況については、学校で指導を受けていたと回答した児童は、約5割に過ぎず、また、フィルタリングの使用状況については、フィルタリング利用の有無が判明した被害児童のうち、約9割が被害時にフィルタリングを利用していなかった。

このように、子供の性被害をめぐる情勢は、いまだ厳しいものである。

警察では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等の子供の性被害事犯に対する取締りを推進し、平成30年中の児童買春等事件（児童買春、淫行をさせる行為（児童福祉法）、みだらな性行為等（青少年育成条例））の検挙件数・検挙人員は、それぞれ2,555件、2,010人、児童ポルノ事件については、3,097件、2,315人であった。

また、子供の性被害事犯に対する捜査能力等の向上を図るため、都道府県警察において児童買春や児童ポルノ等子供の性被害事犯の捜査に従事する幹部警察官に対し、捜査に必要な専門的知識及び技能の向上を図る研修を実施した。さらに、都道府県警察において被害児童からの聴取を行う担当者を対象に、被害児童の心情に配慮した聴取技法の向上を図るための研修を実施した。

「子供の性被害防止対策に関する世論調査」を内閣府において実施していただいた。その結果、多くの人が子供の性被害に不安を感じ、その理由としてSNSの問題を挙げ、フィルタリングの設定や学校における指導等を求める意見が多いことが判明した。

当庁では、SNSを利用した児童の被害を防止するため、文部科学省と協力して、具体的な犯罪被害事例や犯罪手口を盛り込んだDVDやリーフレットを作成した。また、スマートフォンが小学生にも普及しつつあることから、小学校低学年でも理解しやすいリーフレットも作成した。こうしたリーフレット等は、学校における指導等に活用できるように、文部科学省及び警察庁のウェブサイトにおいて公開するとともに、児童生徒や保護者に配布した。

- ・ 内閣府大臣官房少子化・青少年対策審議官

平成30年7月にフィルタリングの更なる利用促進やSNS等に起因するトラブル等の抑止などを柱とする「第4次青少年インターネット環境整備基本計画」を決定（平成30年7月子ども若者育成支援推進本部決定）し、関係府省庁や関係事業者等と連携し、インターネットの適切な利用に関する広報・啓発などを推進している。

内閣府の取組としては、青少年が初めてスマートフォン等を手にする時期でもある、2月から5月を「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、地方自治体や関係団体へ協力要請を実施するとともに、内閣府においても、BSテレビを始めとした各種広報を実施するなど、広報・啓発活動を展開している。

また、内閣府では毎年7月に実施している「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、昨年度の最重点課題を「インターネット利用に係る犯罪被害等の防止」として、広報・啓発活動を集中的に実施したほか、同月に最重点課題をテーマとした「青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム」を開催し、大学教授による青少年のネット環境についての基調講演やSNS事業者の取組発表など、青少年のネット環境に対する国民の理解と関心を高め、青少年の非行・被害防止のための機運の醸成を図った。

今後も子供の性被害防止対策を含む、青少年の非行・被害防止に向けた取組を

推進していく。

- ・ 内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当）

いわゆる「JKビジネス」等の若年層に対する性的な暴力に関する対策については、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」において「今後の対策」を取りまとめ、同対策に基づき、取組を推進しているところである。

本年4月の「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」においては、政府広報室とともに、タレントの指原莉乃^{さしはらりの}さんをメッセンジャーとして起用し、若年女性をメインターゲットとして、Web動画広告などメディアを活用した広報活動を実施し、本問題の啓発に取り組んだ。

また、平成30年10月には、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を全都道府県で達成し、第4次男女参画基本計画の成果目標を達成した。

今後も、本プランを踏まえ、関係府省庁と緊密に連携して取り組んで参りたい。

- ・ 外務省総合外交政策局審議官

- ① 国際社会への情報発信

外務省としては、「児童の権利条約」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約選択議定書」の実施の確保に努め、政府報告審査等を通じ、子供の性被害防止プランの策定を始めとする我が国の取組について国際社会に対して積極的に発信してきた。

本年は、児童の権利条約採択30周年、批准25周年。このような節目の年の本年1月16日、17日、ジュネーブにおいて、第4回・第5回政府報告に関する児童の権利委員会との対話が行われた。外務省の他、内閣府、警察庁、法務省、文科省、厚労省が出張。我が国は、同審査において、性的搾取対策を始め、前回審査以降の児童の権利の保護・促進の取組について説明し、委員からの質問に回答した。

児童の権利委員会は、本年2月7日、同審査を踏まえた総括所見を発表し、前回審査からの進展として、民法、刑法、児童福祉法、児童売春・児童ポルノ禁止法の改正等、児童の権利保護に係る国内法改正や新たな施策を肯定的な側面として挙げた。他方、差別の禁止、児童の意見の尊重、体罰の禁止、家庭環境を奪われた児童の保護、少年司法等に関し、同委員会としての見解及び勧告が含まれた。

性的虐待・性的搾取に関して、同委員会は、前回勧告を実施するための取組を評価し、被害児童のためのワンストップセンター設置や刑法改正を歓迎する一方、被害児童のための更なる取組（通報メカニズムの設置や意識啓発活動等）や更なる性的搾取対策等（J Kビジネス等の商業活動禁止、インターネット利用の意識啓発強化等）について勧告。

この総括所見は法的拘束力を有するものではないが、今般示された委員会の勧告等については、引き続き関係府省庁間で内容を十分に検討していきたい。

② 国際社会との連携

「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ」（GPeVAC）に関する取組について紹介したい。2018年、我が国としてGPeVACに加わることとし、①パスファインディング国入り、②「子どもに対する暴力撲滅基金」（The Fund to End Violence against Children）への資金拠出、③理事国加入を表明、実施。

昨年度中の取組としては、昨年4月、外務省は、日本ユニセフ協会や関係NGOとの共催にて、「子どもに対する暴力撤廃に向けて『子どものための2030アジェンダ：ソリューションズ・サミット』参加報告会」を実施。昨年9月、我が国は、ニューヨークにおいて行われたGPeVAC理事会に理事国として参加。

昨年12月、GPeVACのパスファインディング国として、市民社会の代表とこの分野における議論を深めるため、マルチステークホルダーのプラットフォームとなる「子どもに対する暴力撲滅円卓会議」の設置に向けた準備会合を実施。本年5月20日、「第1回子どもに対する暴力撲滅円卓会議ワーキング・グループ」を開催した。今後、「第1回子どもに対する暴力撲滅円卓会議」を開催すべく調整中。外務省として、関係省庁と協力・連携しつつ、子どもの権利の保護・促進に向けて、今後とも引き続き市民社会との対話と協力を重視していく。

・ 文部科学省総合教育政策局長

文部科学省では、子供の性被害防止プランに基づき、情報モラル教育の一層の充実によるネットを通じた児童の性的搾取の予防や、学校における被害児童の早期発見及び支援活動などに取り組んできた。

平成30度においては主に、

- ① 警察庁との連携によるネットを通じた犯罪被害等に関する新たな啓発リーフレットの作成・周知
- ② スマートフォン等をめぐるトラブルや犯罪被害の事例、対処方法のアドバイスなどを盛り込んだ児童生徒向けリーフレットを作成し小学6年生全

員への配布

- ③ トラブルや犯罪被害等の最新の動向・状況を踏まえた情報モラル教育に関する動画教材を含む指導資料の改善
- ④ 総務省、関係団体と連携した教職員や保護者、子供たちに対するインターネットの安心・安全な利用のための専門家による啓発講座
- ⑤ 臨床心理の専門的な知見・経験を有するスクールカウンセラーや社会福祉等の知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーの配置の支援による学校における相談体制の充実

などを実施した。

本年度も引き続き子供の性被害防止に向けて、関係省庁とも連携しながら情報モラル教育の充実及び被害児童への支援にかかる取組等を総合的に推進していく。

・ 経済産業省商務情報政策局審議官

① 業界団体等を通じた働きかけ

大手家電流通協会に加盟する家電量販店の店舗に、フィルタリングの普及・啓発リーフレットを配布。日本通信販売協会、電子商取引の大手企業（ヤフー・アマゾン等）を通じて、インターネットに接続する機器の販売事業者や消費者に対してフィルタリングの普及・啓発を実施した。

「春のあんしんネット・新学期一斉行動」で、上記の関係事業者・関係団体等と連携し、普及・啓発活動を実施。日本通信販売協会では、中学生、高校生のネット通販の安全利用の促進を目的に、全国の家庭科の教員を対象にした研修会の実施を予定である。

平成24年度以降、毎年5月と11月に事業者によるフィルタリング等の対応状況の調査を実施している。

② インターネット安全教室の実施

警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のNPO等と連携し、保護者や学生等を対象とした「インターネット安全教室」を開催。同講習において、フィルタリングの重要性等を啓発した。平成30年度の実施回数は128回、受講人数は1万2,252人。

インターネット安全教室の講師を教育委員会が開催する研修等に対して派遣することにより、教職員やスクールカウンセラーに若者のSNSの利用実態を伝える取組を文部科学省等と連携して実施した。

- ・ 総務省総合通信基盤局長

児童にもスマートフォンが普及し、通信環境が多様化、高機能化する中で、被害を防止するためには、基本計画にも示されているとおり、児童が安全・安心にインターネットを利用できる環境の整備等が重要であると認識している。

総務省では、改正青少年インターネット環境整備法を踏まえ、青少年による有害な情報の閲覧を防止するために有効なフィルタリングの利用を促進するとともに、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での出前講座である「e-ネットキャラバン」を全国で開催するなど、インターネットによるトラブルの予防やフィルタリングの必要性の啓発等に努めている。

また、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止に向け、民間事業者団体によるガイドラインや契約約款モデル条項の適切な運用など民間事業者の自主的な取組への支援を行なっている。

これらの施策は、いずれも児童の性的搾取等への対策として有効かつ重要なものと認識しており、関係府省庁と連携しつつ、引き続きしっかりと推進してまいりたい。

- ・ 法務省官房審議官

検察当局においては、児童の性的搾取等事犯に対し、平成27年7月より適用が開始された「自己の性的好奇心を満たす目的による児童ポルノ所持等罪」も含め、児童買春・児童ポルノ禁止法等の関係法令を積極的に活用し、法と証拠に基づき、厳正な処分及び科刑の実現に努めてきたものと承知している。

また、児童の心理的負担の軽減等のため、警察及び児童相談所の各関係機関との連携を一層強化し、児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組や、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を積極的に実施しているとともに、証拠開示の際に住居等が関係者に知られることを防ぐための制度や法廷への付添いなどの刑事手続における犯罪被害者等の保護のための措置について、その適正な運用に努めてきたものと承知している。

検察当局においては、引き続き、これらの取組等を通じて、捜査・公判における児童の負担に配慮しながら、児童の性的搾取等事犯に対して、厳正な処分及び科刑の実現に努めていくものと承知している。

- ・ 法務省人権擁護局長

法務省の人権擁護機関では、児童の性的搾取を含む子どもの人権問題を強調事項の一つとして掲げ、各種啓発活動を行っている。昨年度は、全国の中学3年生を対象に、児童ポルノの問題等を盛り込んだパンフレットを配布するなどの取組を実施した。

さらに、調査救済活動については、実際に人権侵害にあった子どもが相談をしやすいよう、全国の小中学生に対し、便箋と料金受取人払いの封筒が一体となった「子どもの人権SOSミニレター」を配布しているほか、子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用電話やメールによる相談窓口の設置等を行っている。被害者からの相談等により、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、関係機関と連携して子どもの保護を図るなど、事案に応じた適切な措置をとっている。なお、昨年、当機関がSOSミニレターを端緒に児童相談所及び学校と連携して、父親から性的虐待を受けていた子どもの安全確保につなげた事例があった。

今後も、引き続き、効果的な施策を推進していく。

- ・ 厚生労働省子ども家庭局審議官

児童の性的被害を防止していくためには、まずは、こうした事態に関係のある事業者をしっかりと取り締まっていくことが必要。

その上で、性的被害に遭う児童の背景には、家庭や学校に居場所がない、経済的に苦しい、といった事情が見受けられるケースがあり、真に児童の福祉を図るためには、こうした背景に踏み込んだ対応が必要であり、厚生労働省としては、ひとり親家庭支援、若者就労支援、生活困窮者支援などの施策を通じて、対応を進めている。

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の自立を支援するために支給している児童扶養手当について、ひとり親家庭の家計管理が容易となるよう、その支払回数を年3回から年6回に増やすための関連法案が、平成30年通常国会で成立した。

また、ひとり親家庭の親への就労支援として、地方自治体における生活困窮者向けのハローワーク相談窓口の増設、マザーズハローワーク等における専門相談員の配置、さらに、ひとり親家庭の親を雇い入れる事業主に対する助成金の支給など、総合的な支援に取り組んでいる。

加えて、新卒応援ハローワークや、わかものハローワーク等において、若者に対するきめ細かな就職支援を行っているほか、地域若者サポートステーションにおいて、若年無業者等の職業的自立に向けた支援を行っている。

生活困窮者に対する支援については、生活困窮者自立支援法に基づき、全ての福祉事務所設置自治体において自立相談支援事業を実施するとともに、同法に基づく子どもの学習支援事業については、高校生世代に対する進路選択に関する情報提供や助言、小学生がいる世帯への巡回訪問等を通じた家庭全体への支援の拡充を行った。

こうした取組により、性的被害に遭う児童の背景に踏み込んだ対応を進めるとともに、性的被害に遭われた児童の早期発見・保護を行うことも重要。

そのため、性的虐待を含む児童虐待に対応する児童相談所や市町村の体制と専門性を強化するため、昨年12月に取りまとめた児童虐待防止対策体制総合強化プランにより児童相談所の児童福祉司を増員するとともに、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置することとしている。さらに、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化や関係機関の連携強化等を盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律案を、現在、国会に提出している。

そして、潜在する性的搾取等の被害児童に接する可能性がある児童福祉関係職員の意識啓発を図り、早期発見に努めるため、各都道府県等において、児童相談所等の職員に対して、性的虐待への対応に関するカリキュラムを盛り込んだ研修を実施している。

厚生労働省としましては、こうした取組を引き続き推進していく。